

有田市公共施設の民間活力等による跡地活用方法の提案募集要領

1 募集の趣旨

有田市では、平成 29 年 2 月に公共施設等マネジメントの基本方針となる有田市公共施設等総合管理計画を策定しました。過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、人口減少や少子高齢化が進んでいく中、市政運営の基本方針である「まちの魅力と活力を生み出す投資と持続可能な自治体経営への投資」の両立を図るためには、公共施設等の適正配置を進めていくことが中長期的な課題となっています。

現在、本市では 3 水泳場及び 4 中学校の統合を進めており、また、保育所の統廃合の検討も行っている状況において、今後統廃合される施設の跡地活用については、市民の方々の関心が高いことでもあり、まちづくりを進めていくうえでも重要な課題であると考えています。

しかしながら、人口減少及び少子高齢化がますます進んでいる状況の中で、将来の財政負担も勘案すると、公共施設についての従来の概念である「公設公営」を維持するのは困難であり、整備手法を検討する必要があります。

そこで、地域活性化の観点は意識しつつも、将来世代へ負担のつけ回しを行うことなく、統廃合される公共施設の跡地活用方法を検討するにあたり、有田市公共施設等総合管理計画の基本的な考え方にに基づき、有効な活用方法について民間事業者から広くアイデアを募集します。

2 募集内容

有田市公共施設等総合管理計画を参照のうえ、「民間による活用」を前提とした跡地活用方法の提案。以下の視点を重視した提案をお願いします。

- (1) 地域間や多世代間の交流を促進するなど、新たな賑わいの創出につながるもの。
- (2) 地場産品の活用や地元雇用の創出など地域経済を活性化させるもの。
- (3) 教育・福祉・医療・保健の連携が図れ、地域住民の健康増進に寄与するもの。
- (4) 大規模災害時には、避難施設としての機能を有するもの。
- (5) 公序良俗に反しない、また、地域の環境や景観を損ねないもの。

※提案内容については、今後の公共施設跡地活用の検討において、あくまでも参考にさせていただきますので、審査及び採用するものではないことを申し添えます。

3 応募資格

- (1) 提案内容を運営できる十分な資力、経営能力及び社会的信用を有する者であること。
- (2) 宗教又は政治を目的とする者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を含む者の団体でないこと。

4 応募方法

事業所名、所在地、電話番号、Eメールアドレスを記入し、郵送又は電子メールにて応募してください。持参の場合は、有田市経営管理部経営企画課（有田市役所 4 階）にて受付します。応募の様式は問いません。

5 応募、問い合わせ先

〒649-0392 和歌山県有田市箕島 50 番地 有田市役所 経営企画課財政係

電話 0737-22-3736

Eメール zaisei@city.arida.lg.jp ※件名は「跡地活用方法提案」としてください。